

フリーネットワーク通信

2022年
3月号

〒761-8031 香川県高松市郷東町796番地85 TEL.(087)813-1910 FAX.(087)-813-1915  0120-117-931

2022年3月で28周年を迎えました



花の便りが聞かれる頃となりましたが、組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当組合は2022年3月10日をもちまして、28周年を迎えました。これもひとえに組合員の皆様や関係各位のご支援の賜物と深く感謝いたしております。今後とも組合員の皆様のお役に立てるよう精進してまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

Contents

- 燃料給油カード(ガソリンカード)のご案内
- ETCコーポレートカード 年度分取扱手数料について
- ご不要なETCコーポレートカードのご返却のお願い
- 2022年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について
- ゴールデンウィークの「休日割引」適用除外について
- 外国人の新規入国制限措置 3月から緩和
- 香川県 自転車損害保険への加入が義務化に
- 「2021年度 実施状況報告書」作成ご協力をお願いについて
- 12月実施の日本語能力試験 当組合の技能実習生 合格者コメントをご紹介します！



組合事務所(本部)
以前、事務所のあった高松市春日町から
2010年に現在の郷東町へ事務所を移転して
12年になります。

「給油」「洗車」「三井のリパーク」ご利用清算専用

燃料給油カード(ガソリンカード)のご案内



※詳しくは担当者が訪問し説明並びに手続きをさせていただきますので、組合事務所までご連絡のほど宜しくお願い申し上げます。

昨今のコロナ禍や世界の情勢を受け、ガソリン価格の高騰が止まらないというニュースが流れています。これ以上の値上げは厳しいところですが、当組合では組合加入のメリットとして、ガソリンスタンドの表示価格に関係なく全国统一価格でガソリン・軽油等の燃料を購入できるガソリンカードを発行いただくことができます。

1枚のカードで「ENEOS」、「cosmo」、「apollostation」、「出光SS」、「シェルSS」が、全国统一価格で給油いただけます。 2022年4月より、「出光SS」が追加になり、全国の元売系列SS(サービスステーション)の約90%がカバーされることになりました。

詳しくは、同封のリーフレットをご覧ください。

 0120-117-931 いいな くみあい 協同組合フリーネットワーク

ETCコーポレートカード 年度分取扱手数料について

4月ご利用分(5月発送)の請求書にて、4月1日時点で発行済みの全てのETCコーポレートカード(右記写真の黄緑色のETCカード)1枚につき629円(税込)の取扱手数料をご請求させていただきますので、ご確認をお願いいたします。今回ご請求分は、2022年4月～2023年3月までの年度分取扱手数料となります。



ご不要なETCコーポレートカードのご返却のお願い

現在、ご使用されていない不要なETCコーポレートカードのご返却をお願いいたします。ETCコーポレートカードはNEXCOが発行しているカードで、車両とETCコーポレートカードは紐づけされているため、ご不要になったカードはNEXCOに返却する必要があります。

- ①廃車等でご不要になったコーポレートカード
- ②車両入替の旧コーポレートカード

不要なコーポレートカードがお手元にございましたら、速やかにご返却のお手続きをお願いいたします。なお、2022年3月30日(水)(組合必着)までにご返却されたコーポレートカードに関しましては、年度分取扱手数料はかかりません。

今一度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

2022年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

大口・多頻度割引の車両単位割引の10%拡充措置については、2022年3月末までの予定で実施しておりましたが、今般、国土交通省より当該措置を2023年3月末まで延長する旨の方針が示されましたので、下記の通り延長になりました。

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%(20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(30%)
3万円を超える部分	30%(40%)

※()内は、ETC2.0を使用する事業用車両に限り適用される割引率です。(2023年3月末まで)

ゴールデンウィークの「休日割引」適用除外について

高速道路会社4社(NEXCO3社及び本四高速)及び宮城県道路公社の高速道路では、国土交通省からの依頼により、繁忙期等の交通の集中が見込まれる時期における渋滞激化を避けるため、休日割引の対象となる土日祝日にご利用いただいた場合でも、ゴールデンウィークにおいては全国を対象として休日割引が適用されません(2022年3月16日発表)。

請求額をご確認の際は、ご承知おきください。



2022年4月・5月の
休日割引適用除外日

- × : 適用除外日
- : 適用日

※休日割引が適用されないことに伴う他の割引の適用については変更ありません。

2022年4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

2022年5月

日	月	火	水	木	金	土
×	2	×	×	×	6	×
×	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

外国人の新規入国制限措置 3月から緩和

新型コロナウイルスの水際対策措置見直しの具体的な内容が政府より発表され、この3月から受入責任者による管理を条件に観光目的以外の外国人の新規入国が認められるようになりました(2022年2月24日発表)。今回の措置では、昨年11月の実施時とは異なり、業所管省庁による審査を必要とせず、入国者健康確認システム(ERFS)において一元的なオンライン申請のみでの申請とした上で、必要な入力情報を大幅に簡素化し、所定の誓約事項に同意することで即座に受付済証が発行されることとされています。

当組合では技能実習生の入国再開にあたりスムーズな受入れを目指し、受入れ先の事業所様へのご案内、入国後講習を実施する研修センターの新型コロナウイルス感染症対策等、入国準備を進めています。新規入国の申請手続や入国後の待機期間等について、詳しくは下記HPをご確認ください。

【厚生労働省HP】水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

【外国人技能実習機構HP】新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置に伴う技能実習生の待機措置等について(周知)

<https://www.otit.go.jp/files/user/220225-175.pdf>

研修センター(写真右)
手指消毒機「て・きれいき」や体温計等を設置しています。



香川県 自転車損害保険への加入が義務化に

香川県では、自転車条例(香川県自転車の安全利用に関する条例)の改正により、**2022年4月1日から自転車損害保険への加入が義務**となりました。もしもの事故に備え、必ず自転車損害保険に加入しましょう。

【保険に入らなければならない人はだれ?】

自転車利用者・保護者・従業員に自転車を利用させる事業者・自転車貸付事業者

【自転車損害保険とは?】

自転車を利用中の事故により他人にケガをさせた場合などに、相手の生命、身体又は財産の損害を補償できる保険や共済のことです。

自転車の保険には、「**被害者への損害**」と「**自分のケガの補償**」の2種類がありますが、**条例では被害者への損害を補償する保険への加入が義務**となっています。保険には自転車利用者向けの保険のほか、自動車保険など他の保険の特約で付帯したものなど、様々な種類があります。詳しくは、下記HPをご確認ください。

【香川県HP】自転車損害保険等への加入について

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kurashi/kotu-anzen/jitennsyajourei/hokenn1209.html>



～ 香川県内で技能実習生・特定技能外国人を受け入れている事業者様へ ～

【香川県内の技能実習生・特定技能外国人 自転車損害保険はどうしたらよい?】

技能実習生・特定技能外国人の通勤・業務中の自転車事故の場合は労災保険が適用されます。技能実習生・特定技能外国人が**私生活で自転車を利用中の事故により相手をケガさせ損害賠償責任を負担した場合には、外国人技能実習生総合保険・特定技能外国人総合保険(JITCO保険)でカバー**されます。JITCO保険の加入の有無について今一度ご確認の上、ご対応のほど宜しくお願いいたします。



「2021年度 実施状況報告書」作成ご協力のお願について

技能実習生を受け入れている実習実施者は、毎年1回、「実施状況報告書」を作成の上、管轄する外国人技能実習機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません。毎年5月末日までに、直近の技能実習年度(4月1日から翌年3月31日までの技能実習に関する事業年度)に係る報告書を提出する必要があります。

詳細については組合担当者よりご案内いたしますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

12月実施の日本語能力試験 当組合の技能実習生 合格者コメントをご紹介します！

昨年12月に実施された日本語能力試験の合格発表がありました。合格した当組合の技能実習生のコメントをご紹介します。

日本語能力試験は、7月と12月の年に2回実施されます。実習生はどんどん上の段階のレベルを目指し、技能実習とともに日本語の勉強にも日々励んでいます。

また7月の合格に向けて頑張ってください！

日本語能力試験とは・・・

日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する試験で、世界最大規模の日本語検定です。試験は、N1～N5の5段階のレベルに分かれており、N1が一番難しいレベルになります。

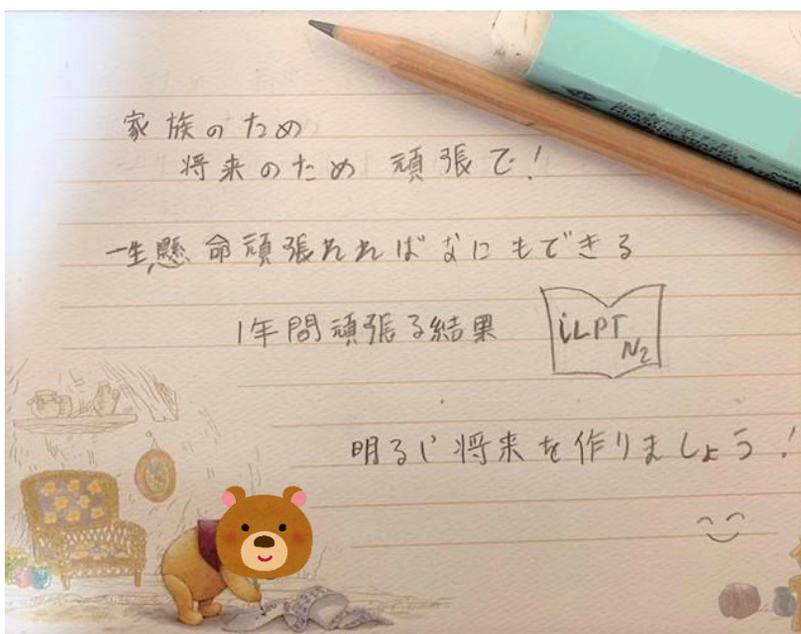
- ・N1: 幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
- ・N2: 日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる
- ・N3: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
- ・N4: 基本的な日本語を理解することができる
- ・N5: 基本的な日本語をある程度理解することができる



N2合格



アインさん(ベトナム出身)



N4合格



Aさん(インドネシア出身)



レーさん(ベトナム出身)

日本語能力試験 JLPT

合格おめでとう
ございます！

日本へ来て日本で生活して勉強するのは、ちょっと大変だったので、日本語の勉強はだんだんへってきましたけど、あきらめないうで、もっともっと勉強しています。前回のN4試験に合格して、たのしいです。これが私の日本語学習のモチベーションになります。

To be continued...